

宮城県木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第15条の規定に基づき、事業者等（以下「実施主体」という。）が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用構想」という。）を定める場合、県と当該建築物木材利用構想を達成に資するための協定を締結するのに必要な事項を定める。

(構想の内容等)

第2 実施主体の建築物木材利用構想は、法及び県の定める「宮城県の建築物における木材の利用の促進に関する方針（平成23年10月7日施行）」（以下「方針」という。）に即し、木材の利用を促進することを県に表明するものとする。

(事業者等の要件)

第3 協定を締結する実施主体及び建築物木材利用構想の関連事業者等は、下記に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業者又は事業者団体であること。
- (2) 別表の協定締結の相手型が都道府県に該当し、宮城県を対象区域として建築物木材利用構想を策定するものであって、宮城県と協定を締結する意向にあるもの。
- (3) 宮城県と現に係争関係にないこと。
- (4) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、及び反社会勢力又はこれに類似する者でないこと。

(協定締結に係る申し入れ)

第4 協定を締結に関する申し入れ書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の規定により提出される協定締結に関する申し入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 宮城県の建築物木材利用促進に関する協定の締結に係る申し入れ書（別記様式第1号別紙1）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別紙2）
- (3) 木材利用促進協定（別記様式第2号）
- (4) 実施主体が法人の場合は定款又は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- (5) その他知事が必要と定める書類

(協定の内容等)

第5 前号の規定により提出される木材利用促進協定は次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 実施主体の建築物木材利用構想
- (3) 取組
- (3) 構想の対象区域
- (4) 協定期間
- (5) その他必要と認められる事項

2 協定の締結は、実施主体、県の2者で協定を締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、複数者で協定を締結することができるものとし、様式は別記様式第2号を準用し、別途協議して決定する。

(協定締結の判断基準)

第6 県は実施主体から第4により協定締結の申し出があった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の適否について判断するものとする。

- (1) 法の目的及び方針の実現に資する取組であること
- (2) 各種法令に違反しないこと
- (3) 宮城県内での取組である又は宮城県内を含む取組であること
- (4) その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を実施主体に通知とともに、承認する場合にあっては協定を締結する。

(協定の変更)

第7 実施主体は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第3号により県に協定変更届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。

3 前項による協定の一部を変更する協定については、別記様式第4号により締結するものとする。ただし、複数の地方公共団体等にまたがる協定を締結する場合においてはこれに限らない。

(協定の更新)

第8 実施主体は、協定有効期間満了後も協定を継続する場合は、別記様式第5号により県に協定更新届を提出しなければならない。

2 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を実施主体に通知し、別記様式第4号により締結するものとする。ただし、複数の地方公共団体等にまたがる協定を締結する場合においてはこれに限らない。

(協定の終了)

第9 実施主体は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の1か月前まで、別記様式第6号により県に協定終了届を提出しなければならない。

2 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の解消を実施主体に通知する。

(活動支援及び広報活動)

第10 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供するよう努めるも

のとする。

- 2 県は協定の締結内容等を個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により情報の発信に努めるものとする。

(事情変更による協定の取り消し等)

第11 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することがある。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

附則

この要領は、令和4年1月13日から施行する。

別表

建築物木材利用促進構想の対象区域と協定締結の相手方

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち地方ブロック全体， 地方ブロックを超える区 域又はその他同等以上に 広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	国